

個人番号を利用する事務の追加及び当該事務で利用する特定個人情報の設定について

☞ 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する事務について、個人番号利用事務に追加することにより、申請等に係る書類の提出の省略を可能とし、区民の負担軽減を図る。

1 内容

区では、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）に基づき、大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和47年東京都条例第117号）による事務のうち、医療費助成の申請の受理等を行っている。

東京都において、令和8年10月から、本事業についてPMH（Public Medical Hub）への接続及び個人番号を利用した受付を可能とすることを受け、本区において当該事務を個人番号利用事務に追加し、大気汚染医療費助成の申請等に係る書類の提出の省略を可能とする。

個人番号利用事務に追加する事務	追加する特定個人情報
大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する事務	国民健康保険給付関係情報であって区規則で定めるもの

2 改正を要する条例

中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月中央区条例第37号）

3 施行予定日

公布の日